

きもつき熱中小学校開校第4期

オープンスクール

12月17日「きもつき熱中小学校」が高山やぶさめ館にて、11月に引き続き第4期オープンスクールを開催しました。

1時限目は、帯広畜産大学 学長でとかち熱中小学校 校長の長澤秀行先生と2時限目は日本司法支援センター（法テラス）本部国際室長で弁護士の富田さとこ先生の授業が行われました。

1時限目の長澤秀行先生は、「感染症のはなし」をテーマに授業を行い、免疫や寄生虫から細菌、ウイルスについて授業をしていただきました。



▼長澤 秀行 先生



▲富田 さとこ 先生

受講生からは、「普段の生活の中で免疫について表面的な理解しかなかったので、とても興味深かったです。」や「免疫といった点は今“コロナ”の事もあり、本質を理解していないと思いました。」など満足しているようでした。

また、2時限目の富田さとこ先生は、「外国人への法的支援から考える日本社会」と題して、外国人労働者の様々な相談について事案を交えて授業を行いました。

受講生からは「とても楽しかったです！知らないことばかりだったので、とても勉強になりました。海外実習生とのつながりを持ってほしいなと思いました。」や「身近に技能実習生が多いが、声を上げることが出来ない人も多いと思われる。問題点が分かってためになった。」など意見があり、2時限とも大変有意義な時間を過ごすことができました。

◆お知らせ◆

今月は次のとおり開催します。ぜひ、お申し込みをお願いいたします。

日時：2月18日（土）13：00～【受付開始】

場所：高山やぶさめ館多目的ホール

様々な講師の先生を迎え開催する予定としていますので、是非お越しください。

詳細については、きもつき熱中小学校ホームページをご覧ください。

熱中小学校
ホームページ



◀肝付町
ホームページ

消費生活 相談

入居時・退去時のトラブルを防ぎましょう!!

～契約書の内容を十分に確認して契約しましょう～



春先は、就職や進学で親元を離れ新生活を始める若者の住宅賃貸借関連トラブルが急増します。お部屋探しは大変ですが、契約締結後にトラブルがあるととっても大変です。

特に多いトラブルが「現地を見ずに契約したところ、後で部屋や周辺環境に問題があることが分かり契約をやめたい」というものです。契約がパソコンなどの画面上で行われる場合、見落としがないよう契約書をいったんプリントアウトして、書面で確認し理解、納得してから契約しましょう。

■事例■

- ①賃貸マンションを借り、敷金など約18万円を支払ったが、入居できなくなったため解約を申し出たら「契約は成立している。清掃費以外は返金できない」と言われた。鍵も受け取っていないのに返金されない。
- ②賃貸マンションを退去後、貸主からハウスクリーニング費用等で合計17万円の原状回復費用を請求された。敷金礼金はない部屋で、契約書に原状回復に関する特約もなかった。高額な請求に納得できない。

トラブルに遭わないためのポイント

契約時：契約書の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認する

禁止事項、修繕に関する事項、退去時の特約がないか

入居中：入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談する

借主が貸主に無断で修繕を行うとトラブルになることがある

退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に

説明を求める

入居前に室内をチェックし、傷や汚れがある場合は写真を撮って保存しておく

★若者のトラブルが増えています。2022年4月から18歳で成人です

■クーリング・オフの方法や困ったな、おかしいなと思った時はお早めにご相談ください。

消費生活相談窓口（内之浦総合支所産業創出課内） ☎ 0994(67)2116

消費者ホットライン ☎ 188（土・日・祝日は県・又は国の相談センターにつながります）

